

(平成22年5月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	26 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	23 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	15 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで

私の年金記録を見ると、昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料が未納と記録されている。

申立期間当時、私の住んでいる地区では、婦人会の役員が各戸をまわり、国民年金保険料を集金しており、私の義父が当番の役員に納付していた。

昭和 50 年ごろ、役所から 47 年 1 月から同年 3 月までの保険料が未納なので納付するようにとの通知がきた。納得はできなかったが、真相を追究すると婦人会の役員に迷惑をかけるという思いから、私の夫が、郵便局で夫婦二人分を納付した。

夫婦一緒に同じ方法で納付していたのに、私だけ申立期間の国民年金保険料が未納と記録されているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除いて国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人とその夫に係る特殊台帳において、昭和 41 年 4 月から 53 年 3 月までの期間の申立人とその夫の保険料は、申立期間を除き同一月に納付されていることから、申立人及びその夫の納付行動は基本的に同一であると認められ、申立人の夫の申立期間における保険料が特例納付実施時期である 50 年 12 月に納付されていることを踏まえると、申立人の申立期間の保険料についても、その夫と同時に納付されたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 福岡国民年金 事案 1977

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

平成3年4月に、A市B区役所において夫婦で国民年金に再加入し、国民年金保険料の納付を始めた。しかし、この時点においては、60歳到達時における私の厚生年金保険の被保険者期間と国民年金の保険料納付済期間が年金受給資格の25年を満たすか不安であったところ、同区役所の職員から過去2年分の国民年金保険料をさかのぼって納付できると聞いたので、その手続をして、金融機関で2年分の国民年金保険料を納付した。

夫については、厚生年金保険の被保険者期間が年金受給資格を満たしていたので、さかのぼって国民年金保険料を納付しなかったが、私の国民年金保険料のみを納付したことで、夫に対して申し訳ない気持ちになったのを記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成3年4月にA市B区役所において、国民年金に再加入し、国民年金保険料を2年分さかのぼって納付した。」と主張しているところ、同区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の備考欄に「再加入3.4.25」と記載されていることから、申立人は、平成3年4月25日に国民年金に再加入したことが確認できるとともに、この時点では、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能である上、申立人は、「保険料を金融機関において納付した。」と主張しており、これは申立期間について納付すべき保険料額及び納付したとする時期の納付方法とおおむね一致する。

また、申立人は、その夫とともに昭和57年ごろから店を経営しており、生活、経済状況に大きな変化は認められないことから、申立期間についても国民年金保険料が納付されたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間のうちの 6 か月及び 48 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで  
② 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間のうちの  
6 か月  
③ 昭和 48 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 34 年 12 月に自営業を始めた。36 年 3 月までは、年金に加入していなかったが、その後すぐに A 市の勧めにより国民年金に加入した。一度、B 社会保険事務所（当時）で納付状況の調査をしてもらったが、記録台帳などは廃棄済みとのことで確認できなかった。加入と同時に国民年金保険料は夫婦二人分をすべて納付しているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 38 年 4 月に払い出されており、同手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は現年度納付が可能な期間である上、オンライン記録及び特殊台帳では、申立期間②が含まれる昭和 37 年度の国民年金保険料の納付月が不明であり、申立期間②の納付月が特定できないなど、行政側の記録管理の不備が認められることから、申立人は 37 年度の 12 か月分の国民年金保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

また、申立期間③については、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みであるとともに、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された時点以降は、当該期間の 3 か月を除き国民年金保険料の未納は無い上、申立人と共に納付し

ていたとする申立人の妻の当該期間に係る保険料は納付済みとされていることから、申立人についても当該期間の保険料が納付されていたものとするのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人と一緒に納付していたとするその妻も申立人と同様に当該期間の国民年金保険料が未納となっているとともに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらないことから、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 38 年の時点では、当該期間の国民年金保険料は過年度納付となるものの、申立人の当該期間に係る保険料の納付額、納付場所等の記憶は定かではなく、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間のうちの 6 か月及び 48 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

昭和46年4月1日にA社に入社し、平成21年3月末の定年までの期間において継続して勤務し、その後は嘱託職員として現在も同社に勤務しているが、昭和49年4月1日にA社C支店から同社D支店E営業所に異動した時の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した辞令、B社が保管する労働者名簿及び複数の同僚の供述により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和49年4月1日にA社C支店から同社D支店E営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和49年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、「在籍中の社員の厚生年金保険料について、一定期間のみ納付していないことはあり得ないため、納付したのではないかと考えている。」と回答しているものの、事業主が資格喪失日を昭和49年4月1日と届け出たにも

かかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成7年11月から8年9月までの期間は34万円、同年10月から11年9月までの期間は32万円、14年9月は30万円、15年4月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年11月1日から11年10月1日まで  
② 平成14年8月1日から15年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、両申立期間における標準報酬月額が実際の給与額に比べて低いものとなっている。両申立期間における標準報酬月額の記録について、実際の給与支給額に見合うものに訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は両申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、申立期間①については、平成7年11月から8年9月までの期間は34万円、同年10月から11年9月までの期間は32万円とすることが妥当である。

また、当該給与明細書において確認できる報酬月額から、申立期間②の



うち、平成 14 年 9 月は 30 万円、15 年 4 月は 32 万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、「当社は既に破産手続廃止の決定が確定しており、申立期間当時の関連資料は無いため、申立内容を確認することができないが、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出及び納付を行ったと思われる。」と回答していることから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②のうち、平成 14 年 8 月、同年 10 月から 15 年 2 月までの期間及び同年 5 月から同年 7 月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人が給与明細書を所持し、報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる月において、その額はそれぞれ大きく変動していることから判断すると、申立人が給与明細書を所持していない当該期間の厚生年金保険料の控除額は推認し難い。

また、元事業主は当該期間に係る関連資料は保管していないと回答しており、ほかに申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間②のうち、平成 15 年 3 月及び同年 8 月については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額（26 万円）とが一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月30日から同年5月1日まで

昭和48年4月にB市に本社があるA社に入社し、50年5月にC社に異動したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が保管する社会保険台帳及び申立人が名前を挙げた同僚の供述から判断すると、申立人がA社及びその関連会社のC社に継続して勤務し（昭和50年5月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「根拠となる資料は無いが、保険料を納付していたものと思われる。」と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和50年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和48年11月20日であると認められることから、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年11月20日から48年11月20日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、昭和47年10月から48年11月までの期間において勤務していたA社について、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答があった。申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されており、申立期間と一緒に勤務していた同僚もいるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録並びに申立人が名前を挙げた同僚及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者二人の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたものと認められる。

また、A社において申立人と同じ設計の業務に従事していた前述の同僚二人は、「A社においては、入社時から退職時までの期間において継続して厚生年金保険に加入していた。」と供述し、当該同僚らが記憶するそれぞれの勤務期間と厚生年金保険の被保険者記録が一致していることが確認できる上、当時の事業主は、「申立人が勤務していたのは間違いなし、従業員は全員厚生年金保険に加入させていた。」と回答しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる申立期間当時の厚生年金保険の被保険者数は、同僚及び申立人が供述した従業員数と一致していることも確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人と同日である昭和47年11月26日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している同僚一人については、48年10月の標準報酬月額の時決定に係る記録の記載が確認できない一方、申立人は、47年11月20日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失しているにもかかわらず、同喪失日より後の48年10月に標準報酬月額の時決定が行われた記録が確認できる上、申立人に係る雇用保険の被保険者記録による離職日が同年11月19日であることから判断すると、申立人に係る資格喪失日がさかのぼって処理されたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がこのような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和48年11月20日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年10月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を129万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月11日

申立期間にA事業所から賞与の支給を受けたが、当該賞与額に相当する厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の記録では、標準賞与額が総支給額ではなく、社会保険料等を控除した後の額に見合う額となっている。

申立期間の標準賞与額について総支給額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所における平成17年7月11日に支給された賞与に係る支給明細書から、申立人は、申立期間について、129万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年2月15日に、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額について誤った金額を記載して届け出たとして申立てに係る賞与支払訂正届を提出したことが確認でき、また、申立期間に係る厚生年金保険料については、過小な納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を51万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月11日

申立期間にA事業所から賞与の支給を受けたが、当該賞与額に相当する厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の記録では、標準賞与額が総支給額ではなく、社会保険料等を控除した後の額に見合う額となっている。

申立期間の標準賞与額について総支給額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所における平成17年7月11日に支給された賞与に係る支給明細書から、申立人は、申立期間について、51万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年2月15日に、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額について誤った金額を記載して届け出たとして申立てに係る賞与支払訂正届を提出したことが確認でき、また、申立期間に係る厚生年金保険料については、過小な納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を62万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月11日

申立期間にA事業所から賞与の支給を受けたが、当該賞与額に相当する厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の記録では、標準賞与額が総支給額ではなく、社会保険料等を控除した後の額に見合う額となっている。

申立期間の標準賞与額について総支給額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所における平成17年7月11日に支給された賞与に係る支給明細書から、申立人は、申立期間について、62万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年2月15日に、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額について誤った金額を記載して届け出たとして申立てに係る賞与支払訂正届を提出したことが確認でき、また、申立期間に係る厚生年金保険料については、過小な納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を45万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月11日

申立期間にA事業所から賞与の支給を受けたが、当該賞与額に相当する厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の記録では、標準賞与額が総支給額ではなく、社会保険料等を控除した後の額に見合う額となっている。

申立期間の標準賞与額について総支給額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所における平成17年7月11日に支給された賞与に係る支給明細書から、申立人は、申立期間について、45万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年2月15日に、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額について誤った金額を記載して届け出たとして申立てに係る賞与支払訂正届を提出したことが確認でき、また、申立期間に係る厚生年金保険料については、過小な納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を44万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月11日

申立期間にA事業所から賞与の支給を受けたが、当該賞与額に相当する厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の記録では、標準賞与額が総支給額ではなく、社会保険料等を控除した後の額に見合う額となっている。

申立期間の標準賞与額について総支給額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所における平成17年7月11日に支給された賞与に係る支給明細書から、申立人は、申立期間について、44万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年2月15日に、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額について誤った金額を記載して届け出たとして申立てに係る賞与支払訂正届を提出したことが確認でき、また、申立期間に係る厚生年金保険料については、過小な納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を49万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月11日

申立期間にA事業所から賞与の支給を受けたが、当該賞与額に相当する厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の記録では、標準賞与額が総支給額ではなく、社会保険料等を控除した後の額に見合う額となっている。

申立期間の標準賞与額について総支給額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所における平成17年7月11日に支給された賞与に係る支給明細書から、申立人は、申立期間について、49万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年2月15日に、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額について誤った金額を記載して届け出たとして申立てに係る賞与支払訂正届を提出したことが確認でき、また、申立期間に係る厚生年金保険料については、過小な納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を37万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 11 日

申立期間にA事業所から賞与の支給を受けたが、当該賞与額に相当する厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の記録では、標準賞与額が総支給額ではなく、社会保険料等を控除した後の額に見合う額となっている。

申立期間の標準賞与額について総支給額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所における平成17年7月11日に支給された賞与に係る支給明細書から、申立人は、申立期間について、37万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年2月15日に、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額について誤った金額を記載して届け出たとして申立てに係る賞与支払訂正届を提出したことが確認でき、また、申立期間に係る厚生年金保険料については、過小な納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を33万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月11日

申立期間にA事業所から賞与の支給を受けたが、当該賞与額に相当する厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の記録では、標準賞与額が総支給額ではなく、社会保険料等を控除した後の額に見合う額となっている。

申立期間の標準賞与額について総支給額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所における平成17年7月11日に支給された賞与に係る支給明細書から、申立人は、申立期間について、33万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年2月15日に、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額について誤った金額を記載して届け出たとして申立てに係る賞与支払訂正届を提出したことが確認でき、また、申立期間に係る厚生年金保険料については、過小な納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を35万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 11 日

申立期間にA事業所から賞与の支給を受けたが、当該賞与額に相当する厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の記録では、標準賞与額が総支給額ではなく、社会保険料等を控除した後の額に見合う額となっている。

申立期間の標準賞与額について総支給額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所における平成17年7月11日に支給された賞与に係る支給明細書から、申立人は、申立期間について、35万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年2月15日に、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額について誤った金額を記載して届け出たとして申立てに係る賞与支払訂正届を提出したことが確認でき、また、申立期間に係る厚生年金保険料については、過小な納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を11万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 11 日

申立期間にA事業所から賞与の支給を受けたが、当該賞与額に相当する厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の記録では、標準賞与額が総支給額ではなく、社会保険料等を控除した後の額に見合う額となっている。

申立期間の標準賞与額について総支給額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所における平成17年7月11日に支給された賞与に係る支給明細書から、申立人は、申立期間について、11万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年2月15日に、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額について誤った金額を記載して届け出たとして申立てに係る賞与支払訂正届を提出したことが確認でき、また、申立期間に係る厚生年金保険料については、過小な納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を13万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月11日

申立期間にA事業所から賞与の支給を受けたが、当該賞与額に相当する厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の記録では、標準賞与額が総支給額ではなく、社会保険料等を控除した後の額に見合う額となっている。

申立期間の標準賞与額について総支給額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所における平成17年7月11日に支給された賞与に係る支給明細書から、申立人は、申立期間について、13万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年2月15日に、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額について誤った金額を記載して届け出たとして申立てに係る賞与支払訂正届を提出したことが確認でき、また、申立期間に係る厚生年金保険料については、過小な納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を7万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 11 日

申立期間にA事業所から賞与の支給を受けたが、当該賞与額に相当する厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の記録では、標準賞与額が総支給額ではなく、社会保険料等を控除した後の額に見合う額となっている。

申立期間の標準賞与額について総支給額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所における平成17年7月11日に支給された賞与に係る支給明細書から、申立人は、申立期間について、7万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年2月15日に、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額について誤った金額を記載して届け出たとして申立てに係る賞与支払訂正届を提出したことが確認でき、また、申立期間に係る厚生年金保険料については、過小な納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を7万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月11日

申立期間にA事業所から賞与の支給を受けたが、当該賞与額に相当する厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の記録では、標準賞与額が総支給額ではなく、社会保険料等を控除した後の額に見合う額となっている。

申立期間の標準賞与額について総支給額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所における平成17年7月11日に支給された賞与に係る支給明細書から、申立人は、申立期間について、7万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年2月15日に、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額について誤った金額を記載して届け出たとして申立てに係る賞与支払訂正届を提出したことが確認でき、また、申立期間に係る厚生年金保険料については、過小な納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 11 日

申立期間にA事業所から賞与の支給を受けたが、当該賞与額に相当する厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の記録では、標準賞与額が総支給額ではなく、社会保険料等を控除した後の額に見合う額となっている。

申立期間の標準賞与額について総支給額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所における平成17年7月11日に支給された賞与に係る支給明細書から、申立人は、申立期間について、9万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年2月15日に、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額について誤った金額を記載して届け出たとして申立てに係る賞与支払訂正届を提出したことが確認でき、また、申立期間に係る厚生年金保険料については、過小な納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を7万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月11日

申立期間にA事業所から賞与の支給を受けたが、当該賞与額に相当する厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の記録では、標準賞与額が総支給額ではなく、社会保険料等を控除した後の額に見合う額となっている。

申立期間の標準賞与額について総支給額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所における平成17年7月11日に支給された賞与に係る支給明細書から、申立人は、申立期間について、7万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年2月15日に、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額について誤った金額を記載して届け出たとして申立てに係る賞与支払訂正届を提出したことが確認でき、また、申立期間に係る厚生年金保険料については、過小な納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から同年7月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間は、A社(A社に係る社史及び申立人の記憶においては、B社)C出張所及び継承事業所であるD社(現在は、E社)に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に加入していない期間とされていることが分かった。

継続して勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険料も継続して控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社に係る社史の記載内容及び申立人の勤務内容等に係る具体的な供述から判断すると、申立人は、D社及びその関連事業所に継続して勤務(A社からD社に異動)していることが認められる。

また、適用事業所名簿からD社は昭和49年7月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できるところ、E社は、「申立期間当時の厚生年金保険に係る資料は残っていないが、一般的に、同一事業所グループ内の事業所に継続して勤務していれば、配属先の事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなかった場合であっても、同一事業所グループ内の別事業所において包括的に厚生年金保険に加入させる取扱いとなっていたと思われる。」と回答し

ている上、複数の同僚が「D社及び関連事業所に勤務した期間については、引き続き保険料が控除されていたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和49年3月のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く確認できないため不明としているが、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である昭和49年4月1日と記録されており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和48年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月21日から同年4月2日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間が厚生年金保険に加入していない期間とされていることが分かった。

申立期間は、A社本社から同社B支店に転勤になった時期であるが、勤務状況に変化が無かったにもかかわらず途中で被保険者記録が空白になっていることに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録、雇用保険の被保険者記録及び申立人の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（A社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社B支店への異動日については、申立人が「昭和48年3月下旬にはA社B支店に異動したと思う。」と供述しており、A社及び同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社同支店において厚生年金保険被保険者の資格を取得している複数の者の資格取得日が、直前に勤務した同社関連事業所における資格喪失日と異なっており、同支店が必ずしも従業員の異動日を資格取得日として加入手続を行っていなかったことがうかがえることか

ら、昭和48年3月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和48年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は「当時の資料が保管されておらず不明。」としており、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日は昭和19年12月9日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得日を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年12月9日から24年1月1日まで

A社C事業所に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。在職証明書もあり、昭和19年12月9日から申立事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人の従業員台帳から判断すると、申立人が申立期間において正社員として、A社C事業所に勤務していたものと認められる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立人と同じ頁に記載されている25人のうち申立人を含む23人の被保険者記号番号払出日は、昭和24年1月1日となっているが、残りの二人の払出日は、同日より前の日付にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、前述の23人のうち、8人については、当該被保険者記号番号払出簿に基づく被保険者記号番号払出日である昭和24年1月1日より前の日付で、別途、申立事業所に係る被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

加えて、前述の25人のうち、上記8人及び申立人と同時期に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している3人（申立人を含む。）を除く、14人のうち



13 人は、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後も申立事業所において継続して勤務していることが確認できるところ、当該 13 人は、申立人が資格を喪失した昭和 29 年 8 月 2 日後に更改された健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当初記録されていた厚生年金保険被保険者資格の取得日が、同日より前の日付にさかのぼって訂正されており、申立期間当時の同僚については、B社が保管している従業員台帳に記載された正社員としての採用日と、厚生年金保険被保険者資格取得日は一致していることが確認できる。

このことについて、年金事務所では、「A社C事業所に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿等において厚生年金保険被保険者資格の取得日の訂正等が散見されることから、当時の記録整備時になんらかの事情があったものと思われるが、当時の関係資料等は残っておらず、原因は明らかでない。」と回答しており、B社では、「申立人の従業員台帳から、申立人が申立期間において正社員として継続して勤務していたことは確認できる。一般的には、正社員であれば、採用日から厚生年金保険に加入させているが、申立人の採用日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が相違している理由については分からない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 12 月 9 日に申立事業所における厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社D事業所）における資格取得日に係る記録を昭和40年12月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月2日から41年2月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同社に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

C社D事業所が提出した申立人の人事記録、辞令及び失業保険被保険者転入届受理通知書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和40年12月2日にA社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和41年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料を保存しておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 福岡国民年金 事案 1979

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年12月から50年3月まで

申立期間当時は、前の会社を退職後、再就職した時期であるが、就職した会社が厚生年金保険の適用を受けていなかったため、A市役所に出向き、国民年金への切替手続きを行い、以降の国民年金保険料を納付してきた。

結婚で会社を退職したが、その後も保険料は継続して納付してきた。

領収書は、結婚や引っ越しの際に無くしてしまったが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年12月ごろに国民年金への切替えを行ったと申し立てているところ、A市役所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者記録（電子記録）により、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、同市において平成8年7月3日に払い出され、申立期間の国民年金被保険者の資格取得及び資格喪失に係る届出日が共に同日であることが確認できることから、申立人は、同日に初めて国民年金に加入したものと推認され、当該時点においては、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 1980

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月から 48 年 3 月までの期間及び平成 8 年 4 月から 10 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 5 月から 48 年 3 月まで  
② 平成 8 年 4 月から 10 年 2 月まで

国民年金の加入手続は、昭和 47 年 5 月ごろ夫婦で出向いて A 区役所で行った。申立期間①当時は、同区で商店を営み、営業成績も順調で、同年\*月の結婚式も有名式場で行った時期だった。

妻も昭和 47 年度及び 48 年度に国民年金保険料を A 区役所が発行した納付書により納付しているため、私が未納であるはずはない。

申立期間②当時は、居住していた地区に隣組 25 戸があり、その中に同姓同名の人がいて、郵便物の誤配送は日常的なことであった。

その人は、個人で商店を営み、兼業で農業もしていたので、国民年金に加入していたと思うが、その当時、私の国民年金保険料は農業協同組合の口座からの引き落としで、その人も同様の方法で支払をしていたと思うので、口座引き落とし時にミスがあったのではないかと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 5 月に申立人の妻と連番で払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間①は、現年度納付の納期限を経過していることから、A 区役所が発行する納付書によっては国民年金保険料を納付できない上、申立人に保険料を一括して納付したとの主張も無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人及びその妻の国民年金保険料は、オンライン記録により、確

認できる昭和 60 年 4 月から平成 7 年 12 月まで、いずれも同一日に納付されていることが確認できることから、申立人及びその妻の納付行動は基本的に同一であったと認められるところ、この直後に当たる申立期間②における申立人の妻の保険料も未納の記録となっている。

さらに、申立期間②について、申立人は、居住していた地区において、同姓同名の者が存在していたことから、申立人の納付した国民年金保険料を誤って当該同姓同名の者の記録とされていた可能性がある旨を主張しているところ、当該同姓同名の者は昭和 59 年に死亡していることから、申立人の納付した国民年金保険料を誤って同人の納付記録とするとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 1981

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで

私と夫は、申立期間について国民年金の申請免除を行ったところ、夫婦とも免除が認められる旨の通知を受けたがその通知は紛失してしまった。申立期間の納付状況を確認すると、夫は保険料の免除が認められているのに、私は免除ではなく未納とされている。そこで、国民年金の納付記録確認の照会を行ったが、申請免除の事実が確認できないとの回答であった。

私は、申立期間について申請免除を行ったのは間違いないので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 6 月に、A 市の職権で払い出されており、この時点では、申立期間について、さかのぼって申請免除を行うことはできない上、同市の国民年金被保険者名簿には、同年 7 月に申請免除の手続が行われ、同年 4 月にさかのぼって免除されていることが確認できる。

また、申立人の夫については、同市の国民年金被保険者名簿により、昭和 59 年 11 月に国民年金手帳記号番号が払い出され、同年 12 月に申請免除の手続が行われ、同年 4 月にさかのぼって免除適用されていることが確認できるところ、同市では、昭和 59 年度は当時 34 歳及び 35 歳の国民年金未加入者に対し、翌 60 年度は 28 歳から 35 歳の国民年金未加入者に対し職権で加入手続を行っていたとしており、申立人及びその夫の当時の年齢から、申立人の夫については 59 年度、申立人については 60 年度に国民年金の加入手続が行われたと考えられ、その結果、申立期間については、申立人の夫のみが免除とされ、申立人は国民年金に未加入のため免除申請ができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す

関連資料（日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 5 月から 45 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和 45 年 10 月から 47 年 1 月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月から 45 年 9 月まで  
② 昭和 45 年 10 月から 47 年 1 月まで

平成 21 年 1 月に母が死去した際に、各種届出のため出向いた A 町役場で、私の国民年金保険料の納付状況を確認したところ、20 歳になった昭和 41 年 \* 月に国民年金に加入しているものの、45 年 9 月までの保険料は未納であるとの回答を受けた。

自分で国民年金の加入手続を行った昭和 47 年 11 月時点では、自分は過去に国民年金保険料の納付記録はないと思っていたので、45 年 10 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料をさかのぼって納付した。

ところが、姉と妹は、20 歳から国民年金に加入し、結婚時に母から年金手帳を渡されたと言っており、私の保険料だけが納付されていないはずがない。20 歳になった昭和 41 年 \* 月から結婚する前の 47 年 1 月までは、亡くなった父が私の分も姉妹と同様に納めているはずだ。

なお、昭和 45 年 10 月から 47 年 1 月までは二重に国民年金保険料を納付していることになると思う。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 11 月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効のため、さかのぼって納付することもできない期間である。



また、申立期間②については、申立人が所持する領収証書により、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和47年11月に、当該期間の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるが、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は47年11月に払い出されていることから、申立人の父親は当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、申立人の姉妹は20歳から結婚するまでの期間、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたと供述しているが、申立人の姉は29歳、妹は25歳の時に国民年金手帳記号番号が払い出されている上、申立人の姉は20歳から婚姻するまで国民年金保険料は未納、妹は20歳から23歳までの保険料は特例納付されているなど、申立人の姉妹共に20歳から国民年金保険料が現年度納付された形跡は見当たらない。

加えて、申立人の父親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立期間における国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和41年5月から45年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人が昭和45年10月から47年1月までの国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月まで

昭和 61 年 7 月 27 日にA社を退職後、日本全国を放浪した。この退職の日付が年金手帳に初めて国民年金被保険者となった日として記載されているので、何らかの方法で国民年金への加入手続を行ったものと思われる。

旅から帰ってくると、自宅に税金など含む沢山の請求書の類<sup>たぐい</sup>が届いていた。昭和 62 年 4 月に新しく就職することになったB社に入社する前に、それらをすべて一つ残らず支払いに行ったことは確かに記憶があり、申立期間の国民年金保険料についても納めたと考えられるので、納付したものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 5 年 6 月にC社会保険事務所（当時）からD郡E町に交付され、6 年 4 月に同町から申立人に払い出されていることが推認できる。

また、申立人は、申立人が所持している年金手帳に、「初めて国民年金の被保険者となった日」が昭和 61 年 7 月 27 日と記載されていることから、この日が加入手続を行った日だと供述しているが、申立人に上記以外の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された平成 6 年 4 月時点で、昭和 61 年 7 月にさかのぼって国民年金第 1 号被保険者資格を取得したものと考えられることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したと供述する 62 年には、申立人は国民年金に未加入のため、国民年金保険料の納付書が発行されておらず、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成 6 年 4 月の時

点では、申立期間は時効のため、国民年金保険料をさかのぼって納付することもできない期間である上、申立期間に係る国民年金の加入手続、納付金額等について申立人の記憶は定かではなく、国民年金の加入状況等が不明である。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 1984

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 2 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月から 43 年 3 月まで

私の国民年金保険料納付記録によると昭和 40 年 2 月から 43 年 3 月までの期間の保険料が未納となっている。それに国民年金手帳記号番号は、43 年 8 月に払い出されたとのことだが、所有している国民年金手帳には、手帳発行年月日が記載されていないのに 43 年 8 月に払い出されたとすることは納得し難い。

また、申立期間当時、母が、私と姉の国民年金保険料を代わりに納付してくれていたが、提出した昭和 42 年度の印紙検認台帳を見てもらうと分かるように A 市の割印があり保険料を納付したことになる。

国民年金保険料を納付したことは間違いないので、記録訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 43 年 8 月に払い出されたことが確認され、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、同手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち 40 年 2 月から 41 年 6 月までの期間は、時効のため保険料をさかのぼって納付することもできない期間である。

また、申立人は、申立期間について、申立人の母親が申立人及びその姉の国民年金保険料を納付していたと供述しているものの、オンライン記録では、申立人の姉は申立期間当時、国民年金の未加入期間とされ、国民年金保険料が納付されていたことは確認できない。

さらに、国民年金手帳の印紙検認欄の割印は、国民年金保険料の納付の有無にかかわらず年度末に押されるものであり、割印が押されていることをもって国民年金保険料が納付されたとは言い難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、国民年金への加入手続及び保険料の納付に関する申立人の記憶は定かではなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年2月まで  
平成8年4月に失職した後、国民年金に加入するための書類が自宅に届いたが、無職であったため加入しなかった。  
平成9年3月から次の会社に勤めることが内定したので、同年2月に手元の現金を母に預けて、A社会保険事務所（当時）で申立期間の国民年金保険料を納付してもらった。手帳の交付は受けていないと思う。申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が平成9年3月にB社C支店に雇用された際に付番された基礎年金番号は、申立人が昭和56年4月にD社に就職した際に交付され、その後の転職においても引き継がれてきた厚生年金保険被保険者記号番号が当てられており、この基礎年金番号に国民年金手帳記号番号が統合された記録及び申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、E市役所では、申立人が平成8年4月に失職した後に、国民年金の第2号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出が行われた形跡は見当たらないとしていることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人がまとめて納付したとする国民年金保険料額は、申立期間に納付すべき保険料額と乖離<sup>かいり</sup>しているなど、申立人の申立期間に係る納付状況についての記憶は定かではない上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 1986

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 55 年に結婚した。申立期間を見ると、夫及び同居していた義父母の 3 人は国民年金保険料を納めているのに、私だけが保険料を納めていないことになっている。

申立期間当時、納付組合の区長が毎月 25 日ごろ町内の公民館で集金額を書いた封筒を持参し現金で集金していた。なお、国民年金の集金は数か月に一度であったかもしれない。

また、申立期間のうち結婚するまでの期間の国民年金保険料については、昭和 55 年 6 月ごろ、夫が役場に行つて役場内にある金融機関で現金で納めたと話したことを憶えている。

私が、申立期間について国民年金の保険料を納付したのは間違いないので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 58 年 5 月に払い出されたことが推認され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、同手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち 54 年 4 月から 56 年 3 月までの期間は、時効のため国民年金保険料をさかのぼって納付することもできない期間である。

また、A 市では、納付組合は現年度の国民年金保険料のみを収納し、過年度保険料の収納は行っていないことから、申立人が国民年金保険料の納付を始めた時期は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 58 年度以降と考えられる。

さらに、申立人は、昭和 55 年 6 月ごろ、申立人の夫が申立人の婚姻前に未納となっていた国民年金保険料を一括して納付したと供述しているものの、申

立人の夫の、当該期間に係る納付方法や納付金額等についての記憶が定かではなく、保険料の納付状況等が不明であるとともに、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は58年5月に払い出されたと推認されることから、55年6月ごろには、申立人の夫は申立人の未納とされている期間のうち、結婚までの期間（昭和54年4月から55年3月ごろまで）の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、国民年金への加入手続及び保険料の納付に関する申立人の記憶は定かではなく、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



福岡国民年金 事案 1987 (事案 1315 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 44 年 3 月まで  
申立期間については、平成 21 年 6 月 5 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えない旨の通知を受け取った。しかし、申立期間の国民年金保険料については、妻が銀行で納付したことは間違いない。今回、新たな資料として領収書が見つかったため、再度の審議をお願いしたい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が所持する国民年金手帳によると、申立期間のうち昭和 42 年 4 月から 44 年 3 月までの検認欄に国民年金保険料を納付したとする検認印が無く、当該保険料を納付した事実は確認できないこと、ii) A 市は金融機関における国民年金保険料の収納業務を 48 年 4 月から開始していることが確認でき、申立期間の国民年金保険料は、銀行等の金融機関で納付できなかったと考えられること、iii) 申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号が 41 年 12 月 1 日に連番で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間のうち 39 年 4 月から同年 9 月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 6 月 5 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、国民年金保険料の納付を示す資料として新たに昭和 45 年 9 月から同年 12 月までの期間、50 年 5 月から 51 年 3 月までの期間及び 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間の領収書を提出したが、当該領収書では申立期間の保険料を納付したことを示す記載は見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 1988

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から43年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から43年1月まで

昭和37年4月から父親経営のA商店の仕事に従事しながら大学へ進学したが、当時、私と同じように家業に従事していた4歳違いの弟の国民年金保険料は20歳から納付済みである。

国民年金保険料をどのように納付していたのか記憶に無いが、経済的なことはすべて両親が行っており、私の申立期間の保険料は亡くなった父親が納付していたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人とその弟の国民年金手帳記号番号は連番で、国民年金被保険者台帳により、昭和42年6月30日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間のうち、40年3月以前の期間については、時効により国民年金保険料を納付できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、当該被保険者台帳の記録に、申立人の弟は、結婚後の昭和50年6月14日に第2回特例納付により、41年11月から45年3月までの期間及び46年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したことが確認できることから、特例納付が行われるまでの申立期間の保険料は、申立人と同様に未納であったものと推認できる。

さらに、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の申立期間に係る保険料を納付していたとする父親は既に亡くなっているため、申立期間の保険料の納付状況等が不明である上、申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付を行っていたことを示す関連資料（家計簿、確

定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 8 月 6 日から 37 年 12 月 21 日まで  
申立期間当時、結婚のためにA社を退職し、B市からC市に転居したが、私は夫及びその母と同居し、夫の給料のみで生活していたので、大変だったことを記憶しており、その後、子供が生まれたため、なお一層大変な思いをした。

脱退手当金の支給については、平成 16 年 12 月 2 日に社会保険事務所（当時）で初めて知ったが、脱退手当金をもらった記憶もなく、次に勤めた時に厚生年金保険の加入が継続すると思っていたため、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示がなされているとともに、脱退手当金の支給額には計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、厚生省(当時)が脱退手当金の裁定のために当該脱退手当金の裁定庁に回答した日(昭和 38 年 3 月 29 日)と推認できる記載があるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、オンライン記録によれば、申立人は昭和 37 年 12 月 21 日にA社における厚生年金保険被保険者の資格を喪失してから、結婚するまでの期間は国民年金の強制加入期間であるにもかかわらず、結婚後数年経過した 42 年 6 月に任意加入するまでの間、国民年金に加入していないなど、同社の退職時において、将来、年金を受給する明確な意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2079 (事案 1280 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月 1 日から 55 年 8 月 1 日まで

A 社 (後に、B 社に社名変更) に昭和 50 年 11 月から 60 年 3 月までの 10 年間勤務し、忌引きを除いて皆勤だったと思うが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が空白になっていたため、平成 20 年 7 月 9 日に年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、失業給付の受給記録があるなどの理由で記録訂正に至らなかった。

しかし、新たに申立期間当時に在職中であった同僚の名前を思い出したので再調査の上、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 50 年 11 月 2 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した後、53 年 9 月 1 日に同資格を喪失しており、当該被保険者資格喪失届が同年 9 月 4 日に提出されたことを示す記載があり、雇用保険の被保険者記録と一致すること、同年 9 月 1 日に雇用保険の被保険者資格を喪失した後、離職票が交付されたこと、及び失業給付の受給記録が確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 8 月 26 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時申立人が継続して勤務していたことが確認できる同僚の名前を新たに思い出したとして再度申立てを行っているが、申立人は、前回申立時においても当該同僚の名前を挙げており、当該同僚が勤務していたとする別の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月までの期間において同事業所における厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることから判断すると、当該事実は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月5日から58年10月12日まで  
A事業所事務所に勤務していた当時の標準報酬月額が、私が記憶している給与額より低い。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所を退職するころの給与は、月額二十数万円で、残業が多い時には30万円を超えていた。」として、申立期間の標準報酬月額の記録の訂正を申し立てている。

しかしながら、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主及び事務担当者であったとされる者も既に死亡していることから供述を得ることができない。

また、上述の被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致している上、申立人の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなどの不自然な点は確認できず、オンライン記録により、昭和41年に同事業所において被保険者資格を取得した者（すべて女性）に係る標準報酬月額も申立人とおおむね同額又はやや低額で推移していることが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年ごろから22年ごろまで

昭和21年ごろから22年ごろにかけて、父と一緒にA社に勤務していた。60年以上前のことであり、同僚の名前は記憶していないが、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、同僚の名前を記憶していない上、申立期間当時、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録が確認できる複数の者に聴取しても、申立人については記憶が無いと供述しており、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことを確認できる供述を得ることができない。

また、厚生年金保険適用事業所名簿によれば、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、A社及び申立事業所と同一の事業主が経営する複数の関連事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人及び一緒に勤務していたとする申立人の父親の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、当該被保険者名簿において、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人及び申立人の父親の記録が欠落したものは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、申立人は、申立事業所から健康保険被保険者証を交付されたことは無いと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月1日から63年7月1日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、私が代表取締役を務めるA社(申立期間中の昭和62年7月1日にB社へ名称変更)が、昭和55年11月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなり、63年7月1日にB社として新たに適用事業所に該当することとなっており、私の厚生年金保険の被保険者記録も、会社の厚生年金保険への適用状況と同様に、55年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、63年7月1日に同資格を再度取得している。事業所名称については、62年7月1日にA社からB社へ変更したものの、事業活動は継続しており、私は健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届及び同新規適用届を提出した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元従業員二人の供述及び法人登記の記録などから判断して、申立期間において、申立人が代表取締役を務めるA社は事業活動を継続しており、申立人は同社に継続して勤務していたと推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿においては、申立期間の始期である昭和55年11月1日にA社は厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなり、申立期間の終期である63年7月1日にB社が新たに適用事業所に該当することとなっており、申立期間において、両事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社の厚生年金保険の被保険者数は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社が適用事業所に該当していた全期間を通じて申立人を含め4人だけであり、全員が昭和55年7月1日に厚生年金保険被保

険者の資格を取得し、同年 11 月 1 日に同被保険者の資格を喪失している旨記録されており、これらの記録は各人のオンライン記録とも一致する上、当該被保険者名簿では、同社が適用事業所に該当しなくなった同年 11 月 1 日以降、申立期間に行われるべき定時決定の記載も一切無いことから判断すると、さかのぼって適用事業所に該当しなくなる処理を行うなどの、社会保険事務所における不自然な事務処理は認められない。

さらに、申立人は、社会保険関係の事務手続は事業主である申立人が行っていたと供述しているが、申立期間は 7 年以上にわたっており、この間、毎月の厚生年金保険料の納付並びに少なくとも 7 回の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定の機会があったと考えられ、これらの機会のすべてにおいて社会保険事務所と事業主である申立人との間で厚生年金保険の加入についての認識が異なっていたとは考え難い。

加えて、申立期間当時の従業員数は 5 人未満のため法人として強制適用事業所ではなかったところ、前述の元従業員の一人が、「申立期間、特に申立期間の始期当時、経営は大変厳しかった。」と供述している上、B 社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和 63 年 7 月 1 日の 2 か月前である同年 5 月 1 日に雇用保険の適用事業所に該当していることが確認できることなどから判断すると、事業主である申立人が、社会保険事務所の記録どおりに健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届及び同新規適用届を提出していたとしても不自然ではない。

また、事業主である申立人は、平成 18 年ごろに事業譲渡する際、すべての資料を破棄したと供述していることもあり、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料及び法人として厚生年金保険料を社会保険事務所に納付していたことを確認できる領収書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除及び法人としての同保険料納付について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 12 月 22 日から 43 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 7 月 21 日から同年 8 月 21 日まで

A社に入社して、住み込みで勤務していた。1年程度勤務していたにもかかわらず厚生年金保険の被保険者期間が1か月間しか確認できない。勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に住み込みで勤務していたと主張しているところ、改製原戸籍の附票に記載されている住所の変遷の記録により、両申立期間において同事業所の所在地に住所を定めていたことが確認できること、及び同僚二人の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、両申立期間において、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人については昭和 43 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 7 月 21 日に同資格を喪失した旨記録されており、両申立期間において、申立人の被保険者記録は確認できない上、申立人が、同じ期間、同じ業務に従事していたとして名前を挙げた同僚の厚生年金保険の被保険者記録は、申立人の被保険者記録と一致していることが確認できる。

また、申立期間①について、申立人の勤務実態について供述した前述の同僚二人は、適用事業所名簿においてA社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったことが確認できる昭和 42 年 3 月 1 日より前に申立事業所に勤務していたと供述しているものの、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から同日より後に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認

できることから判断すると、申立期間当時、事業主は、必ずしもすべての従業員について、入社又は事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当すると同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立期間②については、前述の改製原戸籍の附票のほかに、申立人の勤務を推認できる同僚の供述等は得られない上、前述の同僚二人は、いずれも厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日に係る記録は正しいと思うと供述している。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主及び関係者とされる事業主の兄弟は既に全員死亡しており、当時の事情を聴取することができない。

このほか、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 12 月 4 日から 41 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 42 年 9 月 4 日から 43 年 6 月 8 日まで

昭和 40 年 11 月ごろ、当時のA事業所の管理者から、業務繁忙等のため、就労について強い勧誘があり、両親の説得もあって、同年 12 月 4 日から同事業所で勤務した。最初は臨時であったが、試験に合格し、43 年 6 月から正規職員となり、現在まで継続して勤務している。申立期間に係る在職証明書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社C支店長が発行した在職証明書、同僚二人の供述などから判断すると、両申立期間のうち、一部期間を除いて、申立人が、A事業所で、臨時雇として勤務していたものと推認される。

しかしながら、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、両申立期間の一部において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人は、「A事業所は、臨時雇の者には厚生年金保険の加入は無かったと思う。臨時雇の者はアルバイトのような扱いで、正規職員と同じ日数を勤務しているわけではない。臨時雇であった期間において、私は週に数日しか勤務していなかった。常勤の臨時職員だと、正規職員と同じ日数を勤務している。臨時雇及び常勤の臨時職員は、いずれも正規職員の欠員として業務を行うので、業務内容等は、正規職員と変わらない。大体半年くらいの臨時雇の期間を経て常勤の臨時職員になる。私の場合は、半年より少し長かったと思う。私は、臨時雇の期間は厚生年金保険の被保険者記録が無く、常勤の臨時職員になってから厚生年金保険に加入させてもらったと思う。」と供述している。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びD社E支社

から提出された履歴事項証明書から、申立人が常勤の臨時職員であった期間は厚生年金保険の被保険者期間と一致し、臨時雇の期間であった両申立期間においては厚生年金保険の被保険者期間ではないことが確認できる。

さらに、申立人がA事業所に在籍していた期間のうち、一部期間において同種の雇用形態で勤務していたとして名前を挙げた同僚は、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

加えて、前述の履歴事項証明書により、申立人の臨時雇の期間は連続しておらず、厚生年金保険の被保険者資格取得の適用除外である2か月以内の雇用期間が中3日を経て繰り返しており（両申立期間において、いずれも5回）、発令者が、臨時雇についてはA事業所長、常勤の臨時職員については国の所管局長とそれぞれ異なっていることが確認できることなどから判断すると、事業主は、臨時雇の者を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった事情がうかがえる。

また、前述の被保険者原票では、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者の資格を取得した日は昭和41年10月1日、同資格を喪失した日は42年9月1日と記録されており、両申立期間において、申立人の氏名は確認できない。

さらに、D社E支社は「申立人は、両申立期間においては、臨時雇として勤務していたが、厚生年金保険の加入及び保険料控除の実態については、資料が無く不明である。」と回答し、A事業所は「申立期間当時の資料は無く、詳細は不明である。」と回答している。

加えて、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで

A社（B社を経て、現在は、C社）には、昭和 45 年 3 月 2 日から 49 年 3 月 31 日までの期間において勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が 45 年 3 月 2 日から 49 年 3 月 30 日までの期間と記録されている。

申立期間については、給与から厚生年金保険料を差し引かれていたはずなので、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間当時の関連書類等は保管しておらず、現在は何も残っていないが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人がA社を昭和 49 年 3 月 29 日に離職していることが確認できることから、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びC社が保管するA社に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 49 年 3 月 30 日と記録されていることが確認できる上、C社が保管する、「A厚生年金基金加入員番号簿」においても、申立人の厚生年金基金の加入期間が同日までと記録されていることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間当時、1日付けで厚生年金保険被保険者の資格を喪失している者はほとんど無く、C社は、「申立期間当時、退職月については、当月末付けで厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、当月 22 日に支給する給与において、前月の厚生年金保険料を控除していた。当月分の厚生年金保険料については控除していなかった。」と回答している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる複数の同僚に照会したが、いずれもその退職日及び昭和49年3月分の保険料の控除について明確な記憶が無く、当該事業所における申立期間当時の厚生年金保険の加入及び保険料の控除等の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 32 年 10 月 10 日まで  
② 昭和 33 年 6 月 4 日から 35 年 6 月 22 日まで

厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、両申立期間について被保険者記録が無い旨の回答を得た。

申立期間①については、中学校卒業直後にA社に勤務していた期間であり、また、申立期間②については、B社で勤務していた期間である。

両申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社は、適用事業所名簿において厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる上、管轄法務局においてA社の法人登記簿の記録も確認できない。

また、申立人は、当該事業所の当時の事業主及び同僚の名前を記憶しておらず、供述を得ることができないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、B社の同じ部署で勤務していた同僚二人が、「申立人とは同じ部署で一緒に勤務していたが、申立人が勤務していた正確な時期は記憶していない。」と供述しており、期間の特定はできないものの、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、適用事業所名簿から平成4年4月27日に厚生年

金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、当時の事業主は死亡しており供述を得ることができず、関連資料も無く、当該期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 35 年 6 月 22 日であることが確認でき、雇用保険被保険者資格の取得日及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月 1 日から平成元年 4 月 1 日まで

昭和 62 年ごろ、A社に入社し、当初は同社が経営する店舗の業務に従事していたが、しばらくして店舗が火事になり、店舗がある建物の上階にあった同社が経営する別の店舗に異動した。勤務期間中に、元号が昭和から平成に変わったことを記憶している。勤務実態及び厚生年金保険料の控除が確認できる資料等は所持していないが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人に係る平成元年分の賃金台帳の記載から判断すると、申立人が、申立期間のうち、昭和 63 年 10 月 28 日から同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は平成元年 4 月 1 日と記録されており、オンライン記録と一致することが確認できる上、当該賃金台帳では、申立期間のうち、同年 1 月、同年 2 月及び同年 3 月分については申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社では、「当時の事務員はおらず、根拠となる資料も保管していないため、申立内容について詳細は不明であるが、当時、厚生年金保険の加入については、従業員から承諾を得たタイミングで加入手続を行っていたものと思われる。」と回答しているところ、オンライン記録から申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日と同日である平成元年 4 月 1 日付けで同資格を取得したことが確認できる同僚 4 人のうち 3 人が、それぞれが入社したとする時期から

3か月後に、一人が9か月後に厚生年金保険被保険者の資格を取得したと供述しており、前述の賃金台帳から推認できる申立人の勤務開始日である昭和63年10月28日から約5か月を経過した後の平成元年4月1日に申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから判断すると、申立事業所では、従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 1 月 1 日まで

A社に昭和 40 年 4 月 1 日から 59 年 1 月 20 日までの期間において継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が空白になっている。社会保険事務所（当時）に照会したところ、当該事業所は 49 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなり、50 年 1 月 1 日に再度、厚生年金保険の適用事業所に該当することとなっていることから、当該期間が空白期間となっているとの回答があったが、当時、A社から従業員には何の説明も無く、申立期間中も給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主の元妻及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、申立事業所は、昭和 49 年 10 月 1 日にいったん厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、50 年 1 月 1 日に再度、同一の名称及び所在地で整理記号が異なる厚生年金保険の適用事業所に該当することとなっていることから、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立事業所は、昭和 61 年 9 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は死亡しており、当時、社会保険関係の事務手続を行っていたとされる者は連絡先が不明であり、関連資料も無く、申立期間における厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除等について確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間にお

いて、申立人と一緒に継続して勤務していたとする同僚も、申立人と同じく申立期間の厚生年金保険の被保険者記録は無いことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、厚生年金保険の強制適用事業所の該当要件として被保険者数が常時5人以上と定められているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和49年10月1日の厚生年金保険の被保険者数は申立人を含めて2人であり、50年1月1日の厚生年金保険の被保険者数は申立人を含めて7人であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで

昭和 47 年 2 月ごろから 50 年 4 月に実家へ戻るまでの期間において、A 病院（現在は、B 病院）で日勤のみの勤務をしていた。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る具体的な申立人の供述及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間においてA病院に勤務していたことは推認できる。

なお、雇用保険被保険者記録においては、申立人の申立事業所に係る記録は確認できない。

しかしながら、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、かつ連絡が取れた複数の同僚は、いずれも「当時、申立人の担当診療科の看護婦は、パート勤務者が多く、入れ替わりが頻繁であった。」と供述している上、申立事業所の経理担当者及び事業主の妻は、「パート勤務者については健康保険及び厚生年金保険の加入手続を行わない取扱いであった。」と供述しているところ、申立事業所は、「申立事業所に保管している昭和 45 年からの健康保険加入者名簿、昭和 49 年度及び 50 年度における常勤職員の退職者名簿において、申立人の名前は確認できない。」と回答していることから判断すると、申立人は申立事業所において、厚生年金保険に加入しないパート勤務者として雇用されていたことがうかがえる。

また、前述の被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は

確認できない上、整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 福岡厚生年金 事案 2090（事案 102（申立期間①）の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年8月31日から同年9月1日まで  
② 平成元年5月から同年8月まで

申立期間①について、A社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成元年8月31日とされていたが、私は同年8月31日まで勤務しており、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年9月1日のはずと年金記録確認第三者委員会に申し立てたものの認められなかった。

しかし、どうしても納得できないので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②について、A社に係る給与の支給額が、平成元年5月分から23万円ぐらいに上がったにもかかわらず、申立期間②における標準報酬月額の記録が入社時と変わらず16万円として記録されているので、申立期間②に係る標準報酬月額の記録を給与支給額に見合う記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、i) 厚生年金保険被保険者資格の喪失日は雇用保険の被保険者記録から確認できる申立人のA社における離職日である平成元年8月30日の翌日であることが確認できること、ii) 事業主は、申立人の在籍については認めているものの、申立事業所は、平成19年12月に清算手続が終了しているため、申立人に係る資料等は残っておらず、申立人の離職日及び厚生年金保険料の控除等について確認することができないと

回答していることなどとして、既に当委員会の決定に基づき 20 年 5 月 28 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「A社には、間違いなく平成元年 8 月 31 日までの期間において勤務していたので、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年 9 月 1 日になるはずであるから、年金記録の訂正は必要でないという結論には納得できない。」と申し立てているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「入社時の給与支給額は 16 万円であったが、事業主と交渉の結果、入社 3 か月目の月から給与支給額は 23 万円ぐらいに上がった。」と主張しているところ、申立人が A 社において厚生年金保険被保険者の資格を取得した平成元年 3 月に標準報酬月額が 16 万円として決定された後、仮に、申立人の主張どおり、同年 5 月分の給与から 23 万円に昇給したとしても、厚生年金保険法において、標準報酬月額が翌年の定時決定が行われるまでに変更されるのは、固定的賃金の変動月以降 3 か月の間に支払われた報酬の平均月額を標準報酬月額等級区分に当てはめ、現在の等級との間に 2 等級以上の差が生じたときと定められており、申立人の標準報酬月額が変更されるのは同年 5 月から少なくとも 3 か月を経過した後の同年 8 月以降であることから、同年 5 月から同年 7 月までの期間における標準報酬月額は 16 万円であると推測される。

また、申立人は申立期間②に係る給与明細書等の資料は所持しておらず、事業主及び A 社に係る事務手続を委託されていた会計事務所及び社会保険労務士事務所に照会しても、申立内容を確認することができる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間②の標準報酬月額について、さかのぼって記録の訂正が行われたなど不自然な形跡は認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月から 57 年 8 月 1 日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 57 年 8 月 1 日となっている。実際の勤務地は、A社が経営するB店であったが、申立期間において継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び申立人がB店における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険の被保険者記録が、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、申立事業所では、「申立人が勤務していた記憶はあるが、現在、B店は経営しておらず、申立期間当時の関係資料を保存していないため、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、申立事業所に勤務していた同僚4人に聴取したところ、うち一人は、「申立人に係る記憶は無いが、申立期間当時、A社が経営するB店に勤務する者については、厚生年金保険に加入しない試用期間があり、試用期間においては厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。また、試用期間を経過した後も厚生年金保険の加入を希望しない者がいたと聞いている。」、残り3人は、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の加入状況等についても分からない。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、申立期間における申立人に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、

厚生年金保険被保険者の資格を取得した日は昭和 57 年 8 月 1 日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで

A社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和 33 年 6 月 1 日と記録されているが、申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社では、「申立人に係る関係資料は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、当時の事業主に照会したところ、「申立人に係る記憶はあるが、具体的な勤務期間は分からない。当時の関係資料も保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している。

また、A社に勤務していた申立人の同僚二人は、それぞれ、「申立人に係る記憶はあるが、具体的な勤務期間や社会保険の取扱いについては分からない。」「申立人に係る記憶はあるが、具体的な退職時期は記憶していない。」と供述しており、このほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において申立事業所の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は連絡先不明等により供述を得ることができないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 33 年 6 月 1 日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、この

ほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。